

令和 3 年 9 月 議 会

総務財政委員会報告資料

○総合評価方式における低入札価格調査制度の導入について

財 政 局

総合評価方式における低入札価格調査制度の導入について

1 概要

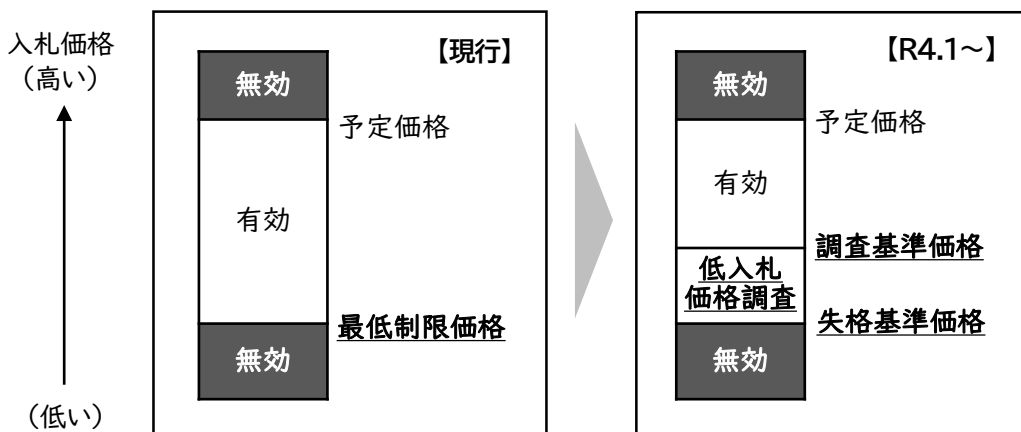
本市では、工事請負契約の入札において、品質確保やダンピング防止の観点から、一定の価格を下回る入札を無効とする最低制限価格制度を適用している。

しかし、国から全国の地方自治体に対し、総合評価方式の入札においては、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の性質に鑑み、価格のみをもって直ちに無効とする最低制限価格制度ではなく、一定の価格を下回る入札について、契約内容に適合した履行がなされない恐れがないかを調査した上で落札者を決定する低入札価格調査制度等を活用するよう強く要請されているところである。

このため、国の要請に従い、総合評価方式の入札において、現在の最低制限価格制度から低入札価格調査制度に見直すもの。

2 見直し案

令和4年1月以降に入札公告を行う総合評価方式の案件について、低入札価格調査を導入する。



【調査基準価格及び失格基準価格について】

調査基準価格については予定価格（設計金額）の92%を上限、失格基準価格については同90%を上限として、中央省庁等で構成する中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルに準じ算定する。

なお、失格基準価格は、現在の最低制限価格と同じ算定方法である。

【調査方法について】

低入札価格調査は、開札の結果、調査基準価格を下回る入札をした業者が落札候補者となった場合に、当該業者のみを対象として実施し、入札価格の根拠が労務者や下請業者、資材納入者へのしわ寄せによるものである場合、または必要な書類の提出が無い場合等に限り、その入札を無効とすることとする。